

くまもとマンガ・アニメ等コンテンツ情報発信業務 仕様書

1 業務名

くまもとマンガ・アニメ等コンテンツ情報発信業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日（水）まで

3 業務の目的

本県は、熊本県にゆかりのある豊富なマンガ・アニメ等コンテンツを有する、全国に誇る「マンガ県」であり、その魅力をSNSにより県内外に発信することで、認知度向上を図り、誘客促進等につなげる。

4 業務委託内容

SNSによる情報発信に当たり、受託者は次の業務を行う。

（1）投稿記事の作成

①以下に関する記事を作成

- ・本県にゆかりのあるマンガ・アニメ等コンテンツに関する記事
- ・本県のマンガ・アニメ等のコンテンツ業界・産業に関する記事

※「マンガ県くまもと研究会」のイメージキャラクター（以下「イメージキャラクター」という。）の活用については任意とする。

②記事については、必要に応じて調査・取材を行い、閲覧者の興味・関心を引き、「マンガ県くまもと」の認知度向上や、本県への誘客促進等につ

ながる内容とすること。

③著作権等をクリアした内容とすること。

（2）SNS媒体への投稿

X、Instagram 及び Facebook 等の「マンガ県くまもと研究会」アカウントを使用し、適宜、効果的な頻度で SNS 利用者と双方向を意識した情報発信を行うこと。

（3）熊本の認知度向上及び誘客促進のための企画等の実施

「マンガ県くまもと」の認知度を高め、本県への誘客につなげるため、新規フォロワー数増加のための企画を実施すること。

「くまもとクリエイターズファイル」のサイトを活用したクリエイター及びその作品に関する情報発信、サイトの運用・管理を実施すること。

クリエイター等の職業への関心・理解を深めるため、県内で活躍する漫画家やイラストレーター等のクリエイターや、マンガ・アニメの制作過程を紹介する企画を実施すること。

(5) コンテンツの定期的な分析及びアップデートの実施

投稿内容及びそれに対する閲覧者の反応などを定期的に計測・分析し、新規フォロワー数増に向けて、コンテンツや企画のアップデートを実施すること。

5 成果品の納品

(1) 内容

業務完了報告書

(2) 提出媒体

紙媒体及び電子媒体（DVD、CD-R等）1部

(3) 提出時期

令和9年（2027年）3月31日（水）まで

6 著作権

(1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

(2) 本件委託の履行に伴い発生する投稿内容他、全ての成果物に係る全ての権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て委託者に無償で譲渡するものとする。

(3) 受託者は本件委託の履行に伴い発生する成果物について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。

(4) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

(5) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

7 受託者の責務

(1) 秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。

(2) 委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。

(3) 委託者の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

- (4) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要となった経費は受託者が負担する。
- (5) 関係法令を遵守し業務にあたること。

8 その他

本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議の上、解決することとする。

以上